別添―３

むらからまちから館における酒類の取扱要領

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における酒類の展示・販売は、「㈱ふるさとサービス」が以下の要領に基づき実施する。

１．取り扱い基準

（１）事業者

「館」で酒類を取扱うことができる者は、原則として商工会地区内の製造免許・卸免許を有する事業者（商工会、組合、第３セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

（２）酒類の範囲

「館」で販売できる酒類は、原則商工会の会員が製造した酒類であって、次の酒類である。

ア．清酒　イ．焼酎　ウ．果実酒類　エ．ウイスキー類　オ．リキュール類
カ．雑酒　キ．地ビール　ク．スピリッツ類（ラム酒含む）　ケ．みりん

２．推薦及び決定

「館」に出展取扱いを希望する事業者等は、「様式―４」により都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）の推薦を受け、㈱ふるさとサービスにおいて検討のうえ、直接、事業者と出展条件交渉を行い、決定する。

酒類の取扱は酒販小売免許の関係上、㈱ふるさとサービスの買取り仕入とする。

３．取引条件

（１）　酒類の仕入価格については、別途、㈱ふるさとサービスが事業者等と調整を行う。

（２）　仕入代金の支払いは、仕入れた当月締めの翌月末払いとし、事業者等の指定する口座に送金するものとする。

（３）売れゆきが悪く賞味期間が残っている酒類は、原則として返品するものとする。返品した代金については、返品した当月末締めの翌月末払いとし、事業者等は本会の指定する口座に送金するものとする。

（４）事業者等は、来館者に事業者のＰＲを兼ね試飲又は試食をさせるため、㈱ふるさとサービスと協議のうえ試供品をなるべく提供することとする。

４．搬送費　　原則出展事業者負担とする。

５．出展に当たっての注意　　別紙－２の注意事項を尊守すること。

６．その他　（様式－４）「むらからまちから館」地酒コーナーへの出展品推薦リスト